

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十七号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の三の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第五条の四 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災により受けた損失の金額については、平成二十二年において生じた法第三十四条第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第三十六条の規定により控除された金額に係る当該東日本大震災により受けた損失の金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第三十六条の規定により控除された金額に係る東日本大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第七条の十三第一項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

附則第十一条の三の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第十一条の三の二 東日本大震災に伴い第二十三条第二項の規定に基づき申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第七十二条の二十六第一項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る第五十二条第一項第二号に規定する期間の末日と当該中間申告納付に係る事業年度の法第七十二条の二十八第一項の規定による申告納付に係る第五十二条第一項第一号に規定する期間の末日とが同一の日となる場合は、第五十二条第一項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

附則第十三条の三を次のように改める。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第十三条の三 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第一項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この条において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、

価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の令附則第三十一条第二項に規定する者が、代替家屋の敷地の用にする土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

附則第十七条の二の次に次の一条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第十七条の三 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。